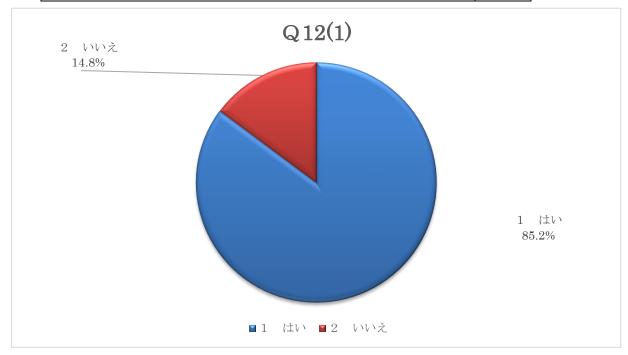
多摩市公契約条例における60歳以上労働者の状況等に関するアンケート

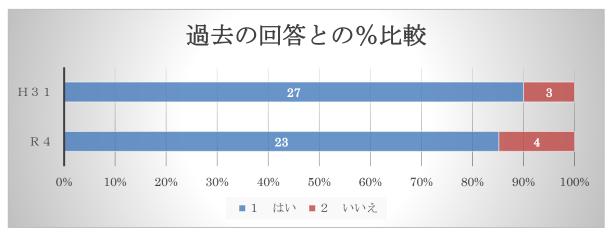
【委託】・【指定管理】を選んだ方への質問となります。

Q12 多摩市から受注している公契約条例対象業務に関して、60歳以上の労働者の 雇用状況の現状と今後の見込みについて、お聞かせ下さい。

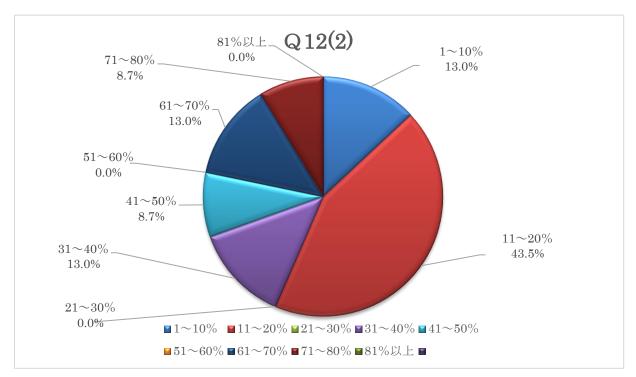
(1) 60歳以上の労働者を雇用されていますか。

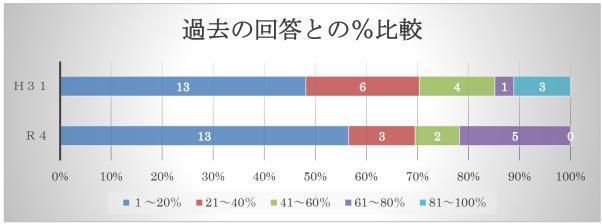
	項目	回答数
1	はい	2 3
2	いいえ	4





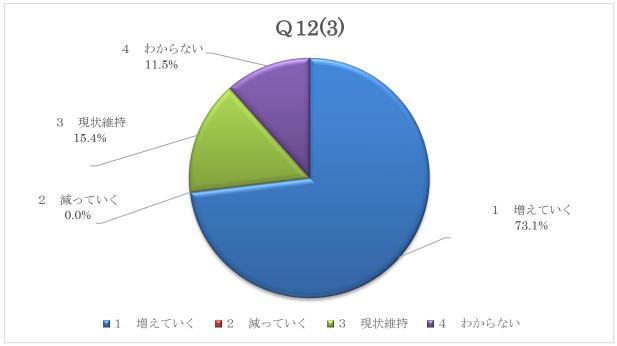
(2) 雇用されている場合、雇用されている全ての労働者のうち、人数的にどの程度の割合を占めていますか? (おおよその数字でも構いません)

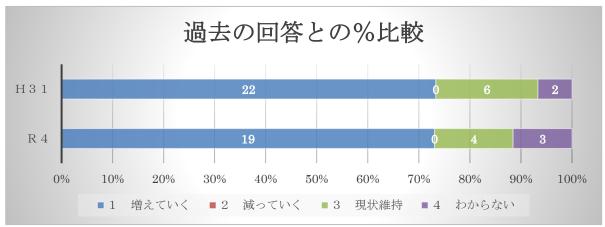




(3) 今後60歳以上の労働者の雇用は増えていくと思われますか。

	項目	回答数
1	増えていく	1 9
2	減っていく	0
3	現状維持	4
4	わからない	3



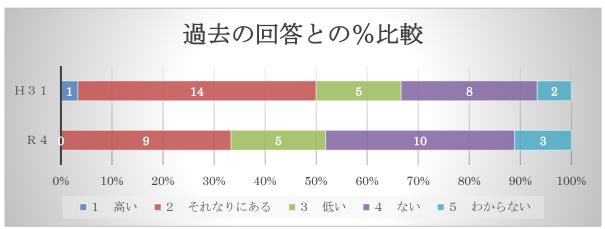


Q13 現在、委託・指定管理については60歳以上の労働者は多摩市公契約条例の適用対象外です。その理由は、「60歳以上の労働者に対して労務報酬下限額を適用すると、事業者は作業能率や作業効率を優先して雇用し、60歳以上の労働者の雇用機会が減少するおそれがあるのではないか。」との危惧があったことによるものです。そこで、多摩市から受注している公契約業務に関して、60歳以上の労働者にも労務報酬下限を適用することとした場合、上記の危惧が現実のものとなる可能性がどの程度あるかについて、お考えをお聞かせ下さい。

60歳以上の労働者の雇用機会減少するおそれが

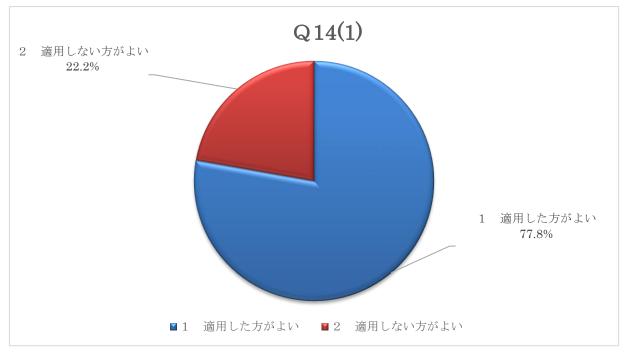
	項目	回答数
1	高い	0
2	それなりにある	9
3	低い	5
4	ない	1 0
5	わからない	3

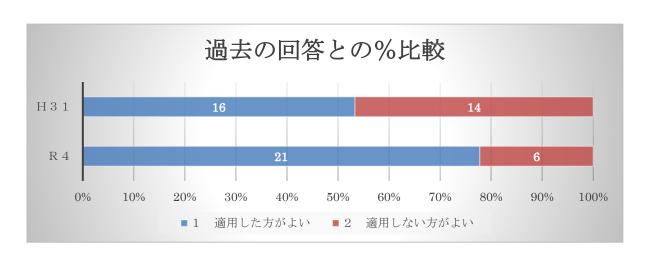




- Q14 今後、60歳以上の労働者も多摩市公契約条例の適用対象とし、労務報酬下限額の適用を受けることについて、お考えをお聞かせ下さい。
 - (1)60歳以上の労働者についても、多摩市公契約条例・労務報酬下限額の適用をすることについての是非をお聞かせ下さい。

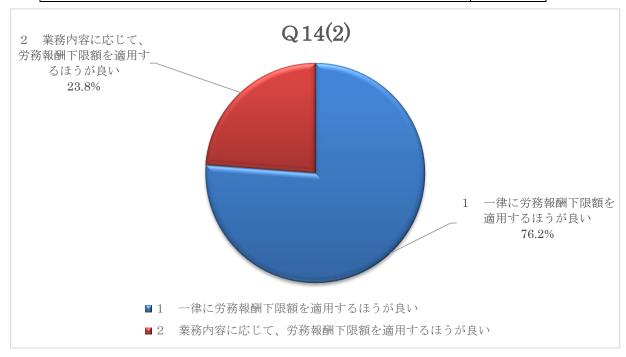
	項目	回答数
1	適用した方がよい (2)へ	2 1
2	適用しない方がよい (3)へ	6

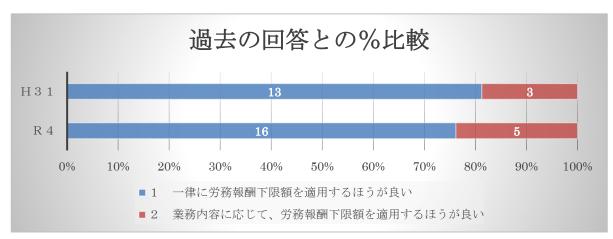




(2)「適用してもよい」とお考えの皆さんにお伺いします。適用する場合に、望ましいとする方法をお聞かせ下さい。

	項目	回答数
1	一律に労務報酬下限額を適用するほうが良い	1 6
2	業務内容に応じて、労務報酬下限額を適用するほうが良い	5





業務内容に応じて、労務報酬下限額を具体的に想定できる業務内容

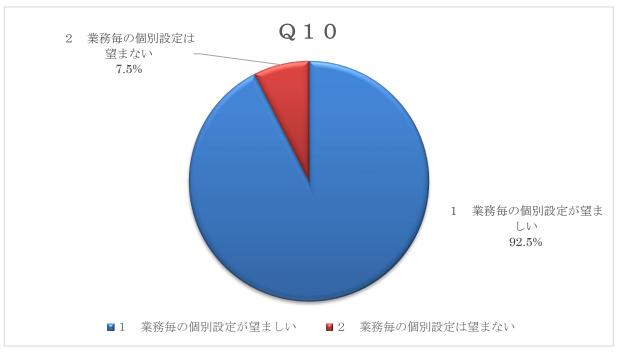
- ①福祉の現場など、経験を重ねた方であったり、色々な年代の方が良い職場もあるので、業務 内容に応じた方が良い。
- ②車を運転する業務、室内作業と室外作業等
- ③乗務員、添乗員

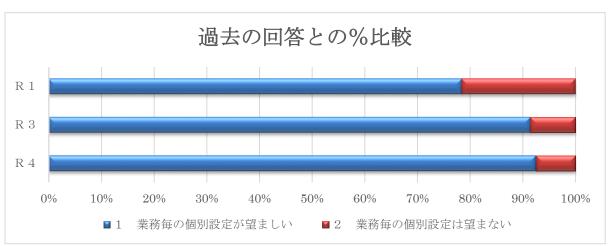
- (3) 「適用しない方がよい」とお考えの皆さんにお伺いします。適用しないほうがよい具体的な理由があればお聞かせ下さい。(自由記述欄)
- ①雇用機会の確保
- ②最低賃金よりも高い労務報酬下限額が適用されると、60歳以上の労働者に不利となり、その結果として雇用機会の減少につながると思う。
- ③現段階での年金受給者の場合は公契約化し下限度額が上昇すると勤務時間や勤務日数を減らす 方向への要望が生じることが懸念され、安定的な業務の執行面で阻害要因となるため。
- ④定年年齢:正社員65歳(再雇用は70歳まで)、パートなしとなっておりますが、60歳以上は 昇給停止となっています。適用となると、そこにも影響があるため、給与規程に影響があるか らです。ただ、時給が高くなることによって、60歳以上のかたの就労意欲が高くなるのであ れば、適用するのがいいと思いますが、一律ではなく業務内容によって適用が望ましいと思い ます。業務内容としては、運転手、看護師、支援スタッフになります
 - Q14で適用しない方がよいと回答した業務の種別
 - ・施設又は公園の管理運営業務
 - ・施設、下水道管渠等の清掃業務(2業者)
 - ・子育て支援に関する業務
 - ・高齢者支援に関する業務
 - ・障がい者支援に関する業務

R4工事も含めた公契約条例対象事業者アンケート

|Q 1 0| 現在、労働者のうち60歳以上の方を公契約条例の適用労働者の対象外としています。しかし、業種よっては、労働報酬下限額の適用対象を広げた方が市・事業者・労働者にとって望ましい業務もあるのではないかと考えています。皆様の業務で60歳以上の方も公契約条例の適用労働者と設定することが望ましいと考えますか。

	項目	回答数	前回	前々回
1	業務毎の個別設定が望ましい	3 7	3 2	2 9
2	業務毎の個別設定は望まない	3	3	8





<自由意見>

2 業務毎の個別設定は望まない

- ①(工) 若者が建築業を避ける傾向にある中、労働の確保に 60 歳での制限は厳しいです。また、 平均寿命も延び、実際に 60 歳の人の体力は昭和に比べると格段に向上しており、能力が あるのに、制限されるのは勿体ないです。確かに体力的に厳しい(高所作業等)ものに関 しては制限があるとしても、全てにおいて 60 歳制限にしなくてもいいと思います。
- ②(委) 弊社の場合、60 歳以上の労働者は繁忙期に臨時で数日使用する為、公契約条例を適応するとなると、事務の手間は勿論、労働者自身が敬遠することがある為。
- ③(委) 年金受給開始に伴う退職及び勤務時間の減少要望が懸念されるため。